

ID: 1012

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	大規模建築物の敷地と道路との関係における安全上支障がないことの認定		
例 規 名 根 拠 条 項	建築基準条例 第4条の2ただし書		
例 規 番 号	昭和46年兵庫県条例第32号		
【根拠条文】 (敷地と道路との関係) 第4条の2 都市計画区域内にある建築物で、階数が3以上であり、かつ、延べ面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日